

平成三十年十一月三十日受領
答 弁 第 七 三 号

内閣衆質一九七第七三号

平成三十年十一月三十日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣 菅 義 偉

衆議院議長 大島 理 森 殿

衆議院議員初鹿明博君提出日本語学校を卒業した外国人の進路並びに在留資格に関する質問に対し、別紙
答弁書を送付する。

衆議院議員初鹿明博君提出日本語学校を卒業した外国人の進路並びに在留資格に関する質問に対する

答弁書

一から五までについて

本邦から出国した外国人の数、在留期間更新許可を受けた外国人の数、在留資格変更許可を受けた外国人の数及び本邦において不法に残留する外国人の数については、それぞれ、お尋ねのような観点からの統計はとっておらず、お答えすることは困難である。

六について

お尋ねの「「留学」の在留資格により日本語学校に通う外国人」の「目的」及びその「達成」に関する調査は行っておらず、お答えすることは困難である。